

令和7年度自走式草刈機（AIRAVO）貸出事業実施要領

第1 趣旨

アダプト活動は、協働の精神に基づいて行われるボランティア活動であるが、高齢化や担い手不足により、将来にわたってアダプト活動を継続することが困難になりつつある。特に、草刈りについては、高齢者には重労働で危険を伴うものであることから、作業の負担軽減・安全性向上を図るため、岡山県（以下「県」という。）からアダプト活動団体等に自走式草刈機（AIRAVO）（以下「貸出機械」という。）の貸出しを行う。

第2 貸出対象者

貸出機械の貸出しを受けることができる者は、次に掲げる者とする。ただし、1の貸出対象者を優先することとし、1の貸出対象者への貸出予定が無い期間に限り、2の貸出対象者は貸出しを受けることができるものとする。

- 1 「おかやまアダプト」推進事業で認定された河川アダプト団体
- 2 1を除く「おかやまアダプト」推進事業で認定されたアダプト団体

第3 貸出機械及び貸出期間等

- 1 貸出機械は、別表1のとおりとする。
- 2 貸出期間、申請期限及び貸出先公表予定日は別表2のとおりとする。

第4 貸出申請及び承認

- 1 貸出機械の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別表2の申請期間中に、「自走式草刈機（AIRAVO）貸出申請書」（別記様式第1号）により県の受託事業者へ申請するものとする。
- 2 県の受託事業者は、貸出希望月の前月の10日を目途に貸出先を決定し、河川課長は、岡山県土木部河川課ホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/64/>）上で団体名を公表するものとする。なお、貸出希望月が7月のときは、順次予約を受け付けるため、ホームページで団体名の公表は行わない。
- 3 貸出可能者数を超える申請があった場合は、初めて利用する団体を優先するため、貸出調整点数表（別表3）に基づき点数化し、貸出先を決定するものとする。
- 4 2者以上の申請者の希望貸出期間が重複したときは、県の受託事業者による抽選により貸出対象者を決定する。
- 5 河川課長は、予算の執行状況を踏まえ、必要に応じて貸出申請の受付を終了する。

第5 受取及び返却

- 1 貸出しの決定を受けた者（以下「借受者」という。）は、河川課長が指定した場所において貸出機械を受け取り又は返却するものとする。
- 2 貸出機械の受け取りの際、借受者は県の受託事業者から「納品伝票」（別記様式第2号）を受領するものとする。
- 3 貸出機械の返却の際、借受者は県の受託事業者から「引取伝票」（別記様式第3号）を受領するものとする。

- 4 借受者は、代理人により貸出機械の受け取り又は返却を行う場合、事前に県の受託事業者に連絡するものとする。

第6 使用報告

借受者は、貸出機械返却時又は返却後1週間以内に「自走式草刈機（AIRAVO）使用報告書」（別記様式第4号）を県の受託事業者へ提出するものとする。

第7 費用負担

貸出機械の利用料金は無償とする。ただし、次に掲げる費用その他貸出期間中に係る費用は借受者の負担とする。

- 1 貸出機械の使用に必要な燃料代
- 2 貸出機械の受取及び返却のための運搬に要する費用
- 3 貸出機械の亡失、毀損、事故に伴う負担費用（借受者の故意又は過失によるものに限る）

第8 事故対応等

- 1 事故発生時や故障が生じた場合、返却時に借受者は県（又は県の受託事業者）にその旨を申し出ること。また、事故現場の状況写真や故障箇所の近影写真を含め、事故発生日時や事故発生時の状況の記録を残し、県（又は県の受託事業者）から提示を求められた場合は応じること。
- 2 機械の引上げや牽引が必要となった場合、直ちに借受者は別に定める緊急連絡先に連絡すること。
- 3 当該要領に定めるもののほか、事故発生時に必要な措置を講じること。
（例：「おかやまアダプト」推進事業実施要領第10条（事故発生時の措置））

第9 その他

- 1 当該事業に係り収受した各種書類については、貸出しを受けた日の属する年度の終了後5年間保管し、県から提示を求められた場合は応じること。
- 2 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項については、河川課長が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、令和7年7月1日から施行する。

別表 1 貸出機械

製造元	オカネツ工業株式会社
型式	AIR700
重量	260 k g
機体寸法 (長さ×幅×高さ)	1,695mm×860mm×675mm
刈幅	700mm
刈高	0mm～180mm
走行速度	<前進>～4.0km/h <後進>～3.5km/h
登坂能力	30度
使用燃料	ガソリン (自動車用無鉛ガソリン)
燃料タンク容量	4.1L

別表 2 貸出期間等

貸出期間：令和 7 年 7 月 1 5 日（火）～令和 7 年 1 2 月 2 5 日（木）

貸出希望月	申請期間（必着）	貸出先公表予定日
7 月	事業開始後順次受付	公表なし
8 月	事業開始後 ～ 7 月 1 5 日（火）	7 月 1 6 日（水）
9 月	事業開始後 ～ 7 月 3 1 日（木）	8 月 1 2 日（火）
10 月	8 月 1 日（金）～ 8 月 2 9 日（金）	9 月 1 0 日（水）
11 月	9 月 1 日（月）～ 9 月 3 0 日（火）	1 0 月 1 0 日（金）
12 月	1 0 月 1 日（水）～ 1 0 月 3 1 日（金）	1 1 月 1 0 日（月）

別表 2 貸出調整点数表

区分	点数
希望する貸出期間のうち第 1 希望であること。	5
希望する貸出期間のうち第 2 希望であること。	4
希望する貸出期間のうち第 3 希望であること。	3
希望する貸出期間のうち第 4 希望であること。	2
希望する貸出期間のうち第 5 希望であること。	1
過去に同事業による貸出しを受けたことがないこと。（新規）	10

※複数区分に該当する場合は、点数を合計し得点とする。